

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能強化を図るとともに、監査役設置会社として、監査体制の充実による牽制機能の強化、監査役会と代表取締役をはじめとした経営層との意見交換体制の充実、内部統制機能としての「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」の充実を図ることがコーポレート・ガバナンスの強化、充実に寄与するものであるとの考え方を基本としています。

また、コーポレート・ガバナンス・コードに対する基本的な考え方としては、当社は同コードに示された各原則の趣旨・精神を尊重し、遵守することを基本方針とします。但し、対応が未済のものについては、次項にて説明いたします。

【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3. 最高経営責任者の後継者の計画についての監督】

(1)代表取締役の「後継者計画」の策定につきましては、当社の最重要課題の一つと認識しており、取締役会による監督の手法を含め引き続き慎重に検討します。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性の評価、結果の開示】

- (1)2015年度につきましては、取締役会は16回(定例12回、臨時4回)予定通り開催され、上程された各議案・報告事項について時宜を得た議論がなされ、示された各指示・意見は、速やかに当社の業務運営に反映されていることから、取締役会の実効性は保たれていると考えています。
- (2)今後は定期的な評価を実施するべく、取締役会の実効性評価基準(評価者、評価項目等)がどうあるべきか、その手法並びに評価結果の有効な開示方法について引き続き検討します。

【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

- (1)当社の業務推進を図る上で取引先との良好な関係の構築・維持向上を図ること及び安定的な資本政策を遂行することは経営施策の一つであると考え、その一環として取引先等の株式の取得・保有を行っています。
- (2)保有株式については、当事業の発展に資すると判断する限り継続保有しますが、毎年取締役会で保有方針の見直しを実施し、当該株式の市場価格、市場動向なども勘案し継続保有の可否を判断しています。
- (3)議決権の行使に関しては、株主価値が著しく毀損される事態及びガバナンス上重大な懸念事項の発生が見込まれる状況であるか等を中心に議案を検討のうえ、適切に賛否の判断を行っています。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

- (1)取締役による当社との取引及び競業行為など利益相反が発生する取引については、法令等及び社内規程に則り取締役会へ報告され、その妥当性の検証を経て承認決議しています。
- (2)また、主要株主を含むすべての取引先との取引については、当社「経営方針」、「行動指針」にて、法を遵守し、高い倫理観を持ちそれらに当たることが謳われているほか、購買取引については、「購買管理規程」により取引決定に係る手続きが制定されているなど、取引の決定プロセスにおける透明性が保たれています。

<http://www.mikuni.co.jp/corporate/idea.html>

【原則3-1. 情報開示の充実】

- (1)当社は地球的視野にたち、人と技術を活かし、豊かな社会づくりに貢献することを企業理念とし、使命と考えております。それを実現するために、「経営方針」及び「行動指針」を定め、当社ホームページ上に掲載していますのでご参照ください。

<http://www.mikuni.co.jp/corporate/idea.html>

また、当社は中長期的に目指す姿、経営戦略及び経営計画を策定し、「決算説明会資料」内で説明しています。併せてホームページでご参照ください。

<http://www.mikuni.co.jp/j/PROFILE/data/index.htm>

- (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「I. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
- (3)経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続きについては、本報告書「II. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載していますのでご参照ください。
- (4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に当たっての方針と手続きについては、本報告書「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。
- (5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名については、本報告書「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」にそれぞれ記載のとおりです。

【補充原則4-1-1. 経営陣への委任の範囲の概要】

- (1)当社では、「決裁規程」にて「決裁権限基準」を定め、全社経営方針に関するものなどの重要事項及び一定金額以上の取引などを取締役会決議事項と定めています。
- (2)また、同基準にて執行役員会以下の会議体・職位に対して権限委譲がなされており、取締役会では経営上重要な事項について承認・決裁しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

- (1)独立社外取締役の独立性判断については、会社法における社外役員の資格要件、並びに独立性判定に関する東京証券取引所基準に則り、判断しています。

【補充原則4-11-1. 取締役会全体としての能力、多様性の考え方】

- (1)取締役会は、株主総会に次ぐ会社運営における意思決定機関であるとの認識より、その構成員の選定においては会社運営に必要とされる多様な要素を取締役会として兼ねそろえる必要があると考えています。その方針のもと、構成員の選定においては、開発、製造、

販売など製造業の根幹をなす各分野での高い見識と経験を有している人材及び会社経営における豊富な経験、知識、能力を備えた人材を、社内外から登用しています。

【補充原則4-11-2. 取締役、監査役の兼任状況】

(1) 取締役・監査役はその職責を十分に果たすことができるよう、上場他社の役員を兼任する場合はその兼任状況が合理的な範囲内であることを確認のうえ「有価証券報告書」に記載・開示しています。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性の評価、結果の開示】

(1) 前項「【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」に記載しましたので、ご参照ください。

【補充原則4-14-2. 取締役、監査役のトレーニング方針】

- (1) 取締役・監査役は、その選任条件【前項補充原則4-11-1】にて説明のとおり、各分野での高い見識と経験を兼ね備えており、それぞれの職務遂行に必要な知識は有していると考えています。
- (2) また、当社は、社外で新たに発生している事象等を踏まえ、取締役・監査役の職務遂行上有益と思われる時宜を得たテーマを選び、外部専門家を招き、集合研修の場を適宜設けています。
- (3) 上記研修に加え、取締役・監査役は会社費用で外部研修・セミナー等へ参加しています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1) 当社は株主との対話をより一層充実させるべく、経営企画・管理本部内のIR室において鋭意体制整備・強化を図っています。
- (2) 対話手段としては、株主からの面談申込みへの対応のみならず、当社からの情報開示の機会を増やしており（決算説明会の実施、証券会社機能の積極活用、当社ホームページ IRサイトの改良等）、今後も株主との対話の質・量の向上を図ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,906,411	5.59
株式会社りそな銀行	1,678,000	4.92
株式会社横浜銀行	1,678,000	4.92
風の会持株会	1,459,800	4.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,138,040	3.34
ミクニ総業株式会社	1,016,000	2.98
生田 允紀	1,010,878	2.96
スズキ株式会社	1,007,365	2.95
東京海上日動火災保険株式会社	964,561	2.83
むつき持株会	706,800	2.07

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高島 正之	他の会社の出身者								△			
鈴木 孝男	他の会社の出身者								△			
山田 秀雄	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島 正之	○	高島正之氏は、平成17年6月まで当社の取引先である三菱商事株式会社の業務執行者でありましたが、取引の規模が僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	主要な取引先や大株主企業の出身者等でない独立性を有する社外取締役であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただいておりますため選任いたしました。
鈴木 孝男	○	鈴木孝男氏は、平成28年3月まで当社の取引先である三菱ふそうトラック・バス株式会社の業務執行者でありましたが、取引の規模が僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	主要な取引先や大株主企業の出身者等でない独立性を有する社外取締役であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため選任いたしました。
山田 秀雄	○	該当事項はありません。	弁護士であり、法律の専門家として、その知見や経験を当社の経営に反映していただくため選任いたしました。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の各監査役と会計監査人とは、国内・海外を問わず連結子会社に対する監査についても定期的に協議するなどの連携体制をとっています。
当社の内部監査部門は、監査役会への報告及び各監査役との意見交換を行うなどの連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津村 和孝	他の会社の出身者							△						
宮島 司	学者													
山内 純子	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津村 和孝		津村和孝氏は、平成18年6月まで当社の主要な取引金融機関である株式会社横浜銀行の業務執行者でありました。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として、それらの知識・経験を当社の監査に反映していただいておりますため。
宮島 司		該当事項はありません。	法律の専門家として、その知見や経験等を有しており、社外監査役として、それらの知識・経験を当社の監査に反映していただいておりますため。
山内 純子		該当事項はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただいておりますため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び当社と委任契約を締結している執行役員を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、株式報酬制度を2015年度より導入しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当該開示項目については、有価証券報告書に記載・開示するとともに、事業報告にも記載・開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、役員報酬に関する規程に基づき、役員としての責務、役位、業務執行状況等を勘案し決定しており、各取締役の業務執行状況については、事業年度毎に業績評価を行っています。また、監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役をサポートする機能として秘書室内に事務局を設けています。また、社外監査役は、原則月1回以上行われる取締役会に出席するほか、監査役会において執行役員会等の重要な会議の内容や取締役の業務執行状況について報告を受ける体制をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

【社外取締役に係る事項】

- (1) 社外取締役は、取締役会における意思決定に係る妥当性等について、中立的且つ客観的立場から監督機能を果たすることが役割であると考えます。また、社外取締役は、必要に応じて代表取締役との意見交換や監査役と代表取締役との「意見交換会」に出席をする等、監督機能の向上に努めています。

【監査役機能強化に向けた取組状況】

- (1) 当社の監査役は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識、弁護士資格等を有し、専門知識の蓄積、経理業務の経験等を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会、執行役員会、その他重要な会議等にも出席し、取締役の業務執行の適法性、内部統制の整備及び運用状況等の監査を行うほか、代表取締役、社外取締役との「意見交換会」の開催、内部統制部門との「情報連絡会」での意見交換に加え、会計監査人との定期或いは随時の面談を行うなど連携を図り、監査機能が充実に取り組んでいます。さらに監査役をサポートする機能として事務局を設け、監査役監査がより充実に努めています。

【取締役・監査役及びその他経営陣幹部の指名に関する方針】

- (1) 本報告書1.1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】、【補充原則4-11-1. 取締役会全体としての能力、多様性の考え方】にて説明のとおり、各資質を有する人材より候補者が推薦され、取締役会にて確認し指名しています。
- (2) 取締役・監査役候補の指名を行う場合、社外役員については個々の選任理由を選任時の「株主総会招集ご通知」に、新任再任を問わず社外を含む全取締役・監査役については個々の略歴を有価証券報告書、ならびに「株主総会招集ご通知」に記載しています。

【会社の機関の基本説明】

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役9名（うち社外取締役3名）で構成されています。取締役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時にも開催しています。取締役会では、経営上の意思決定・監督機能を基本的役割として、経営環境の変化に対して迅速且つ的確に対応すべく、重要な意思決定に係る事項は審議事項として上程され、十分な議論を尽くし、いわゆる経営判断原則に基づき、意思決定・監督を行っています。

(2) 執行役員制度

当社は、取締役会による経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用しています。執行役員会は、代表取締役社長も含め、15名の執行役員（うち取締役兼務者5名）で構成され、原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時にも開催しています。

(3) 監査役

当社の監査役4名(うち社外監査役3名)は、社内の独立した機関として取締役会、執行役員会、その他重要な会議等にも出席し、取締役の業務執行の適法性や内部統制の整備及び運用状況等の監査を行うとともに会計監査人との連携を図っています。また、代表取締役との情報・意見交換の場として、「意見交換会」を定期的に開催するなど、監査機能の向上を図っています。

(4) 内部監査

当社の内部監査部門である内部統制部は、「コンプライアンス」「リスクマネジメント」等を機軸としたグループ会社も含めた内部監査の継続的实施や内部統制システムの推進を図るとともに、監査役会・会計監査人との連携・報告体制の充実に努めています。

(5) 会計監査人

平成28年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名：業務執行社員 小倉 明
：業務執行社員 千葉 茂寛

所属する監査法人名：監査法人日本橋事務所

会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士5名、会計士補等2名、その他4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社として、監査役4名のうち3名が社外監査役であり、内部統制部と連携した監査体制の充実による牽制機能の強化など、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。また、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実に目指し、会社法における社外の資格要件に加え、東京証券取引所が定める独立役員としての判断基準等のいずれの項目も充足し、独立性を有する社外取締役を3名擁しており、同社外取締役が取締役会の一員として、議論及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めていることから、現状の体制において、コーポレート・ガバナンスの機能強化が図れているものと考えます。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定による発送日より早期発送しております。平成28年定時株主総会の開催日は平成28年6月28日であり、招集通知は6月7日に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年定時株主総会は、平成28年6月28日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年定時株主総会より、電子投票制度を採用いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	平成28年定時株主総会より、狭義の招集通知(要約)を自社ホームページ及び東京証券取引所ホームページに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにて「ディスクロージャーポリシー」を明記しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所に適時開示した決算情報の他適時開示資料、決算補足説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信、株式の状況等のIR情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室にて担当しており、株主・投資家へのサポート機能の充実に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針・行動指針の考え方を基にコンプライアンス行動規範を定め、各ステークホルダーに対する考え方を示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページにて「環境報告書」を掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページにて「ディスクロージャーポリシー」を明記しています。
その他	ホームページにて「個人情報の保護に関する方針」を明記しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、以下のとおり決議しています。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、社会的に公正且つ適法な事業活動を実践し、その経営にあたる。
 - (2) 当社の取締役は、この実践のため、「経営方針」「行動指針」及び取締役会で承認した「コンプライアンス行動規範」に従い、当社のみならずグループ全体における法令及び企業倫理を自ら率先して遵守する。
 - (3) 当社の取締役会における重要な経営の意思決定に際しては、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと意思決定を行うものとする。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役は、取締役会・執行役員会等、重要な意思決定に係る議事、決裁及びその他重要な書類等については法令の定めにも則り、文書管理規程等の社内規程に基づき、情報の適正な保存及び管理を行うものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社の取締役は、企業を取り巻くリスクに対処すべく、リスク管理体制の実践的な構築を行うものとする。
 - (2) 当社の取締役・執行役員で構成される「リスク管理委員会」は、各種規程類やマニュアル等の整備を行い、取締役会の承認のもと、リスク管理体制を推進する。各本部・事業部・カンパニーの個別のリスクに対しては、各種規程類やマニュアル等に従い各本部・事業部・カンパニーが管理を行うものとする。
 - (3) 上記の他、海外危機、巨大地震、情報セキュリティに係るリスクに対しては個別の小委員会を設置し、各小委員会で詳細な管理を行うものとする。なお、会社に重大な影響を与える危機の発生に際しては危機管理規程に基づき行動する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役会は、原則月1回以上開催するものとし、経営上の意思決定・監督機能を基本的役割として、経営環境の変化に対し、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと迅速且つ的確に対応すべく意思決定を行うものとする。
 - (2) 当社は執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲により、迅速な業務執行を行うものとする。
 - (3) 当社の執行役員会は、定期的に予算制度に従って各本部・事業部・カンパニー毎の業務の執行状況の確認を行うものとする。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営方針」「行動指針」「コンプライアンス行動規範」及び取締役・執行役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて整備した各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を研修会等を通して、継続的に行うものとする。
 - (2) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合されているか及び上記の施策が適切に運営されているかを内部監査を通して監視を行うものとする。
 - (3) 法令遵守に関する疑義のある行為等について、当社の使用人が直接通報を行う手段を確保するものとして、社外の弁護士に通報できる内部通報システム（ミクニヘルプライン）を設置・運営し、不祥事を未然に防止するように努める。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。
6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1) 当社が定めるグループ会社管理規程及びグループ会社報告要領において、グループ会社の月次業績報告、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
 - (2) 当社は、当社及びグループ会社の取締役等が出席する会議を定期的に開催し、グループ会社に対し当該会議における報告を義務づける。
 - (3) 当社は、グループ会社を管轄する地域戦略担当役員及びグループ会社の担当役員を定めグループ会社において重要な事象が発生した場合には、適宜当社への報告を義務づける。
 - ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、グループ全体のリスク管理について定める危機管理規程を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - (2) 当社は、グループ会社のリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
 - (3) 当社は、不測の事態や危機の発生時に危機管理規程に基づき危機管理対策本部を設置し、グループ会社の事業の継続を図るため、応急対応策を策定し、グループ会社との連携を図る。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ会社の独立性を尊重しつつ企業単位の事業計画の立案、遂行及びその他意思決定の権限を一部委譲し、職務の執行を効率的に行う体制を構築させる。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営方針」「行動指針」及び各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を継続的に行うものとする。
 - (2) グループ会社においては、各グループ会社規模や業態等及び所在国法令に基づき適正数の監査役を配置する。
 - (3) 当社は、各グループ会社に対し、「内部統制体制の構築と運営」を役割と定め、その支援を行うとともに、当社の内部監査部門は、内部監査規程、内部統制監査規程、グループ会社管理規程に基づき、定期的又は臨時にグループ会社に対する内部監査を実施する。
- ホ. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社の企業集団としての業務の適正と効率性を確保するためのグループ会社管理規程に基づき、定期的に、グループ会社各社の業務の効率性の確認を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理についてグループ全体で取り組み、業務の適正の確保をする。
 - (2) 取締役・執行役員は、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
 - (3) その他、グループ会社の業務の適正を確保するために、「経営トップ診断」「グローバル経営会議」等を実施し、今後も充実をさせていくものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の監査業務を補助する使用人として、秘書室内に事務局として担当者を置く。
 - (2) 事務局の担当者は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。
 - (3) 監査役が必要とするときは、内部監査部門並びに関係部署に補助・連携を求めることができるものとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役の監査業務を補助する事務局の担当者の任命及び人事異動等については監査役会の同意に基づくものとする。
 - (2) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人は、毎月開催される監査役会に出席すること並びに監査役の指揮命令に従うこととする。
 - (3) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
9. 当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対し、法定事項を報告するのみならず、代表取締役と監査役会が適宜協議し合意した報告事項についても、継続的に報告するものとする。
 - (2) 内部監査部門の監査結果については、監査役に報告をする。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (1) グループ会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (2) グループ会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
 - (3) 当社内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、グループ会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告を行ったグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の役職員に周知する。
11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役及び社外取締役との情報・意見交換の場として、「意見交換会」を定期的に開催し、監査機能の向上を図るものとする。

- (注) 1. 経営トップ診断：代表取締役以下の経営層が、当グループの各拠点において経営の効率性だけでなく品質をはじめとした現場の体制や取り組みなどを確認・診断し、改善に結びつける経営層のモニタリング体制
2. グローバル経営会議：グループ会社の経営を管理・監督するための手段の一つとしての会議体

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた基本的考え方を定め、その取り組みを行っています。

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
- 当社は、反社会的勢力を社会から排除するという社会的責任を果たすため、またコンプライアンスの観点から、反社会的勢力との取引関係を遮断することを基本方針とする。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- 当社は、コンプライアンスマニュアルにおいて反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、役職員に対して、反社会的勢力に対する対応を含めたコンプライアンスに関する啓発・研修活動を定期的に行うものとする。また、反社会的勢力への対応総括部署を経営企画・管理本部とする。さらに、社団法人警視庁管内特殊暴力対策連合会や顧問弁護士等の外部機関と連携をとり、情報収集や教育訓練に関する助言・指導を受け、社内体制の整備に努めるものとする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に関する基本方針】

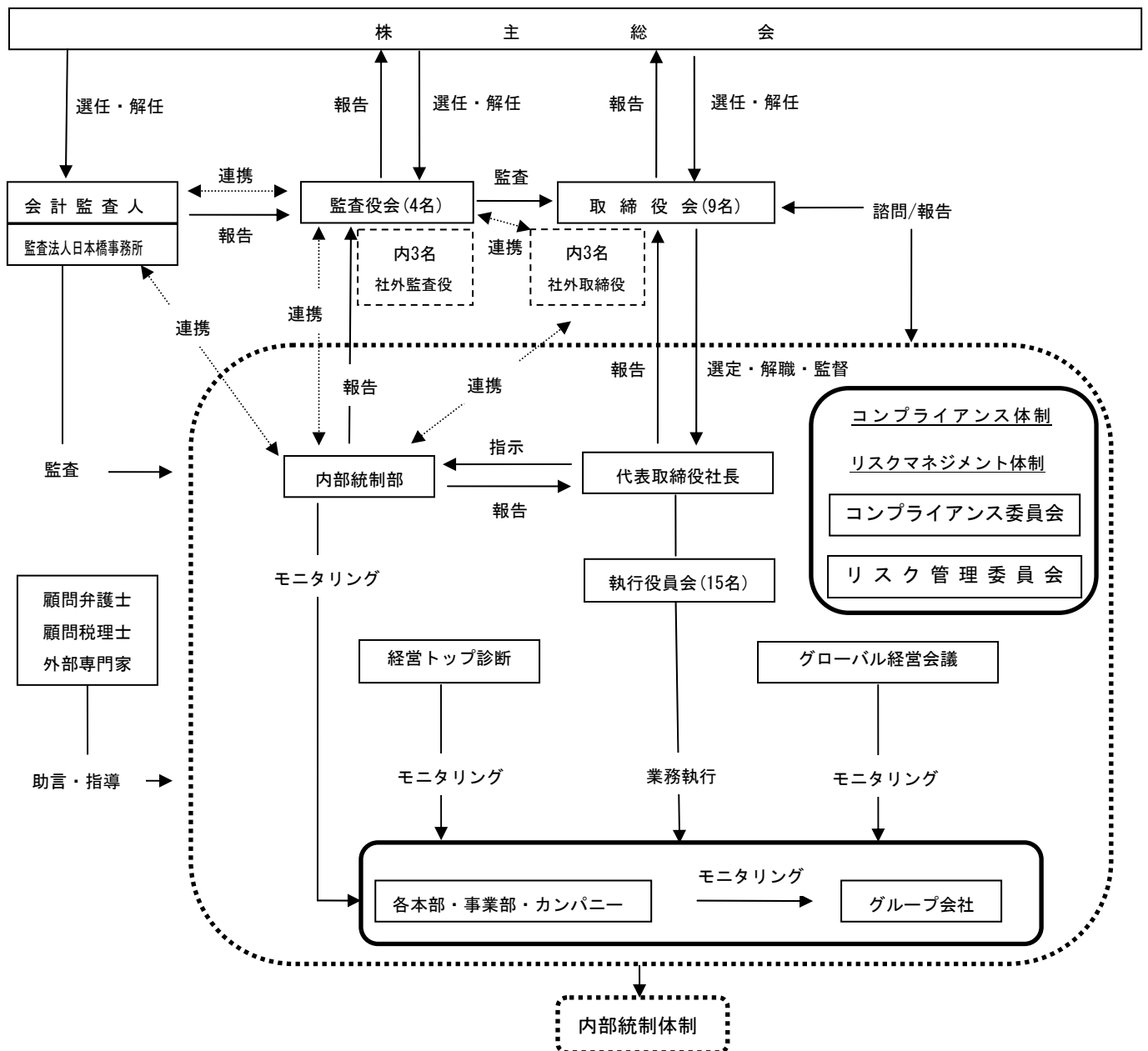
当社は、株主、投資家の皆様の当社に対するご理解を深めていただくために、適正な情報開示を適時且つ公平に行っていくことを基本方針としています。

【適時開示体制の概要】

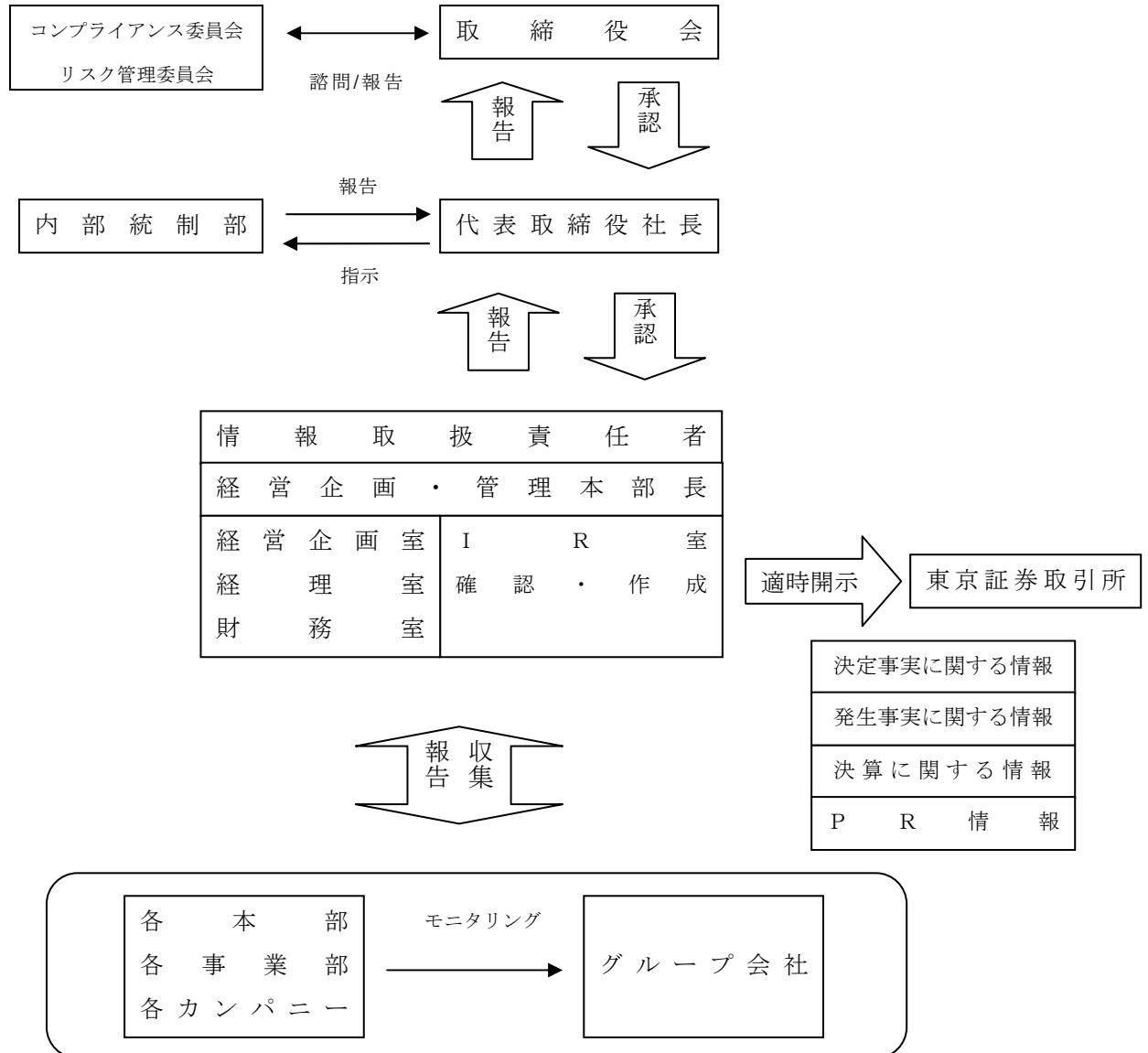
当社は、適時開示に関する業務を経営企画・管理本部にて行っています。当該部署は、適時開示に係る情報を各本部・事業部・カンパニー及びグループ会社等から収集し、また報告を受け、これらの情報を東京証券取引所の定める「適時開示規則」や関係諸法令に照らし合わせて、「決定事実に関する情報」「発生事実に関する情報」「決算に関する情報」「PR情報」に分類し、社内手続きを経て、東京証券取引所の提供する「適時開示情報伝達システム」(TDnet)において開示するとともに、各報道機関へも資料配布します。

また、適時開示規則に該当しない会社の任意開示情報につきましても、当社に対するご理解を深めていただくために有効と思われる情報については、適時開示規則の趣旨を踏まえて適切な方法による開示を行っています。

【コーポレート・ガバナンス体制、内部統制体制 概念図】



適時開示体制の概要



以上